



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

510 運転免許端末等機器構築委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部) 1
511 運転免許証追記装置構築委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(〃) 4
512 自動受付機（運転者管理）構築委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(〃) 7

○ 公告

入札公告	(警察本部) 11
〃	(〃) 14
〃	(〃) 17

告 示

和歌山県告示第510号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、運転免許端末等機器構築委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和5年4月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称等

- (1) 調達役務の名称
運転免許端末等機器構築委託及び賃貸借業務
- (2) 調達役務の仕様等

運転免許端末等機器構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

- (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。
 - ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
 - イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
 - ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
 - エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
 - オ この入札に係る機器構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
- なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

- (ア) LANに接続する端末装置について、端末として稼働するよう設定した上で、設置した実績を有すること。
- (イ) (ア)に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。
- カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
- なお、同種とは(ア)に掲げる要件を、同等規模以上とは(イ)に掲げる要件を満たしているものとする。
- (ア) 端末装置について、リース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。
- (イ) (ア)に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。
- キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。
- ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうち機器構築業務を担当する者は(1)の才及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (カ) 誓約書
- (キ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- (ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (コ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以

内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(サ) 申請者に機器構築体制が整備されていることを証明する機器構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の（ア）、（ク）及び（サ）から（ス）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、

（ケ）の書類については機器構築業務を担当する構成員が、（コ）の書類については機器賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、（イ）から（キ）までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(カ) 誓約書

(キ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(コ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(サ) 申請者に機器構築体制が整備されていることを証明する機器構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(ス) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のア又はイに掲げる（イ）から（カ）までの申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア及びイに掲げる（ア）、（イ）、（カ）、（キ）及び（ケ）から（シ）までの申請書類の

用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和5年4月14日（金）から同年5月1日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で交付を行う。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年4月14日（金）から同年5月2日（火）までの間に和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和5年4月14日（金）から同年5月11日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵便による場合は、令和5年5月11日（木）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

運転免許課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、令和5年5月31日（水）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、代表者に通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和5年6月8日（木）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和5年6月12日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第511号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、運転免許証追記装置構築委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和5年4月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称等

- (1) 調達役務の名称

運転免許証追記装置構築委託及び賃貸借業務

- (2) 調達役務の仕様等

運転免許証追記装置構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

- (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- オ この入札に係る装置構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
- なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。
- （ア） LANに接続する端末装置について、端末として稼働するよう設定した上で、設置した実績を有すること。
- （イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。
- カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
- なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。
- （ア） 端末装置について、リース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。
- （イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。
- キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。
- ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （2）この入札に係る契約業務を共同して行うこととする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうち装置構築業務を担当する者は（1）のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

- （1）この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合
- （ア）競争入札参加資格審査申請書
- （イ）事業経歴書
- （ウ）法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- （エ）直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- （オ）次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (カ) 誓約書
- (キ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- (ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (ケ) 2の(1)の才に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (コ) 2の(1)の力に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (サ) 申請者に装置構築体制が整備されていることを証明する装置構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
- 次の(ア)、(ク)及び(サ)から(ス)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(ケ)の書類については装置構築業務を担当する構成員が、(コ)の書類については装置賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。
- また、(イ)から(キ)までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (カ) 誓約書
- (キ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
- (ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (ケ) 2の(1)の才に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (コ) 2の(1)の力に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (サ) 申請者に装置構築体制が整備されていることを証明する装置構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(ス) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のア又はイに掲げる（イ）から（カ）までの申請書類に代えることができる。
- (3) (1) のア及びイに掲げる（ア）、（イ）、（カ）、（キ）及び（ケ）から（シ）までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和5年4月14日（金）から同年5月1日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で交付を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年4月14日（金）から同年5月2日（火）までの間に和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和5年4月14日（金）から同年5月11日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵便による場合は、令和5年5月11日（木）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

運転免許課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、令和5年5月31日（水）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、代表者に通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和5年6月8日（木）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和5年6月12日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第512号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、自動受付機（運転者管理）構築委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和5年4月14日

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

自動受付機（運転者管理）構築委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

自動受付機（運転者管理）構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係る機器構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）LANに接続するタッチパネル式の申請受付の機器を構築し、又は更新した実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）申請受付の機器について、リース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うこととする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうち機器構築業務を担当する者は（1）のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(カ) 誓約書

(キ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(コ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(サ) 申請者に機器構築体制が整備されていることを証明する機器構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(ク)及び(サ)から(ス)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、

(ケ)の書類については機器構築業務を担当する構成員が、(コ)の書類については機器賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ)から(キ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(カ) 誓約書

(キ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、

仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 2の(1)の才に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(コ) 2の(1)の力に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(サ) 申請者に機器構築体制が整備されていることを証明する機器構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(ス) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のア又はイに掲げる(イ)から(カ)までの申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア及びイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(キ)及び(ケ)から(シ)までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和5年4月14日（金）から同年5月1日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で交付を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年4月14日（金）から同年5月2日（火）までの間に和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和5年4月14日（金）から同年5月11日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵便による場合は、令和5年5月11日（木）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

運転免許課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、令和5年5月31日（水）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、代表者に通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和5年6月8日（木）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。

- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和5年6月12日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入札公告

運転免許端末等機器構築委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年4月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和5年度から令和10年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

運転免許端末等機器構築委託及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 運転免許端末等機器構築委託業務

契約日から令和6年3月31日までの間

イ 運転免許端末等機器賃貸借業務（機器の保守を含む。）

令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間

(4) 調達役務の仕様等

運転免許端末等機器構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和5年和歌山県告示第510号に規定する運転免許端末等機器構築委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）

和歌山市西1番地

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110（内線343）

(2) 期間

令和5年4月14日（金）から同年5月1日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和5年4月14日（金）から同年5月2日（火）までの間に運転免許課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和5年6月13日（火）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年6月12日（月）午後5時までに運転免許課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、運転免許課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者と行うものとする。

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of Terminal for Driver's license Management System and equipment lease

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Tuesday 13 June 2023 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Monday
12 June 2023)

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters
Police Administration Department Finance Section
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan
TEL : 073-423-0110
FAX : 073-423-0120

入札公告

運転免許証追記装置構築委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年4月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和5年度から令和10年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

運転免許証追記装置構築委託及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 運転免許証追記装置構築委託業務

契約日から令和6年3月31日までの間

イ 運転免許証追記装置賃貸借業務（装置の保守を含む。）

令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間

(4) 調達役務の仕様等

運転免許証追記装置構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和5年和歌山県告示第511号に規定する運転免許証追記装置構築委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）

和歌山市西1番地

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110（内線343）

(2) 期間

令和5年4月14日（金）から同年5月1日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和5年4月14日（金）から同年5月2日（火）までの間に運転免許課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和5年6月13日（火）午前10時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年6月12日（月）午後5時までに運転免許課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことの目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第

94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、運転免許課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者と行うものとする。

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of Device for Driver's license IC chip Edit and equipment lease

- (2) Time limit for tender :

10:30 a.m. Tuesday 13 June 2023 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Monday 12 June 2023)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters
Police Administration Department Finance Section
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan
TEL : 073-423-0110
FAX : 073-423-0120

入札公告

自動受付機（運転者管理）構築委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年4月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和5年度から令和10年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

自動受付機（運転者管理）構築委託及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 自動受付機（運転者管理）構築委託業務

契約日から令和6年3月31日までの間

イ 自動受付機（運転者管理）賃貸借業務（機器の保守を含む。）

令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間

(4) 調達役務の仕様等

自動受付機（運転者管理）構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和5年和歌山県告示第512号に規定する自動受付機（運転者管理）構築委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）

和歌山市西1番地

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110（内線343）

(2) 期間

令和5年4月14日（金）から同年5月1日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和5年4月14日（金）から同年5月2日（火）までの間に運転免許課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和5年6月13日（火）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年6月12日（月）午後5時までに運転免許課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、運転免許課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者と行うものとする。

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of Terminal for automatic acceptance of application, and equipment lease

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. Tuesday 13 June 2023 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Monday 12

June 2023)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters
Police Administration Department Finance Section
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan
TEL : 073-423-0110
FAX : 073-423-0120